

地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

【対象となる方】

障がい者手帳をお持ちの方で、今回の地震により、以前美里町から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方

※自己負担等で購入したものは対象になりません。

※以前給付を受けた物と同じ物か類似品に限ります。

【給付対象品】

障がい者日常生活用具

・介護用ベッド

・入浴補助器具

・たん吸引器

・ネブライザー（吸入器）

・ストーマ装具 など

補装具

・車いす

・電動車いす

・歩行器 など

【申請に必要なもの（共通）】

・印鑑

・障がい者手帳（紛失等されてない方）

・本人申立書

・罹災証明書（コピー可） …… 発行が遅くなる場合は、ご相談ください。

その他用具によって異なる書類が必要となる場合もあります。

【問い合わせ先】

福祉課

0964-47-1116（直通）